

第4章 計画の実施体制の整備

1. 計画の実施体制

本計画に掲げた施策のうち、都市公園や道路・河川等の公共用地の緑化については行政主導で進めていきます。その際、市関係各部局との連携及び国・大阪府との連携を図り、効果的・効率的に計画を実施していきます。また、市域の大部分を占める住宅や事業所等の宅地、農地、林地等の民有地については、市民・市民団体（農業者、森林関係者等を含む）や民間事業者が緑化とみどりの維持保全を行う必要があります。

都市公園や道路・河川等の公共用地のみどりの維持管理や施設緑地の効率的な経営管理については、みどりへの愛着の醸成や財政の健全化、専門的ノウハウの導入などの観点から、市民・市民団体や民間事業者の参画が不可欠です。

また、みどりづくりに関して地域に寄り添いながら先進的な取り組みを進めていくためには、大学等がみどりの状況を分析し、緑化技術の研究やみどりに関する施策を提言するとともに、市民の緑化活動や啓発を支援することが求められます。

このように、みどりは、多様な立場の人々の緑化活動で維持管理される多様な緑地が一体となって成り立っているものであることから、地域社会全体の資産として捉え、市民・市民団体、民間事業者、大学、行政等が相互に連携し、多面的に本計画の実施に取り組んでいきます。

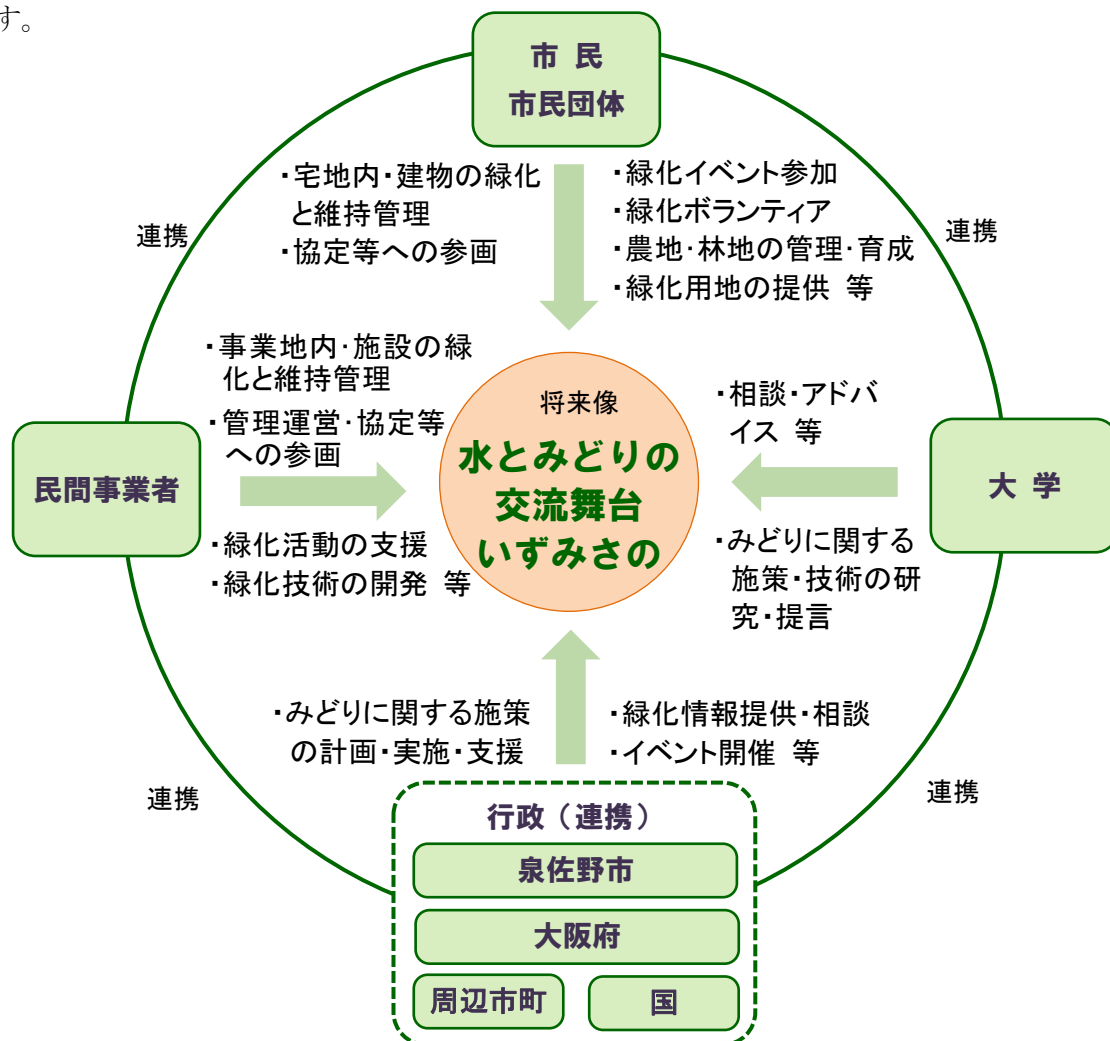


図 みどりのまちづくりの実施体制・役割分担

2. 計画の進行管理

計画の進行管理には、マネジメントシステム*の考え方に基づいて、計画－実行－点検・評価－見直しを着実に進めていくPDCAサイクル*の手法を用いて、施策の実現と改善を行っていきます。

定期点検・評価にあたっては、進捗状況と事業効果を把握し、年次評価を行い必要に応じて施策の見直しを行います。あわせて、次期計画の検討課題に取り上げ、施策へ反映させていく事項について整理します。

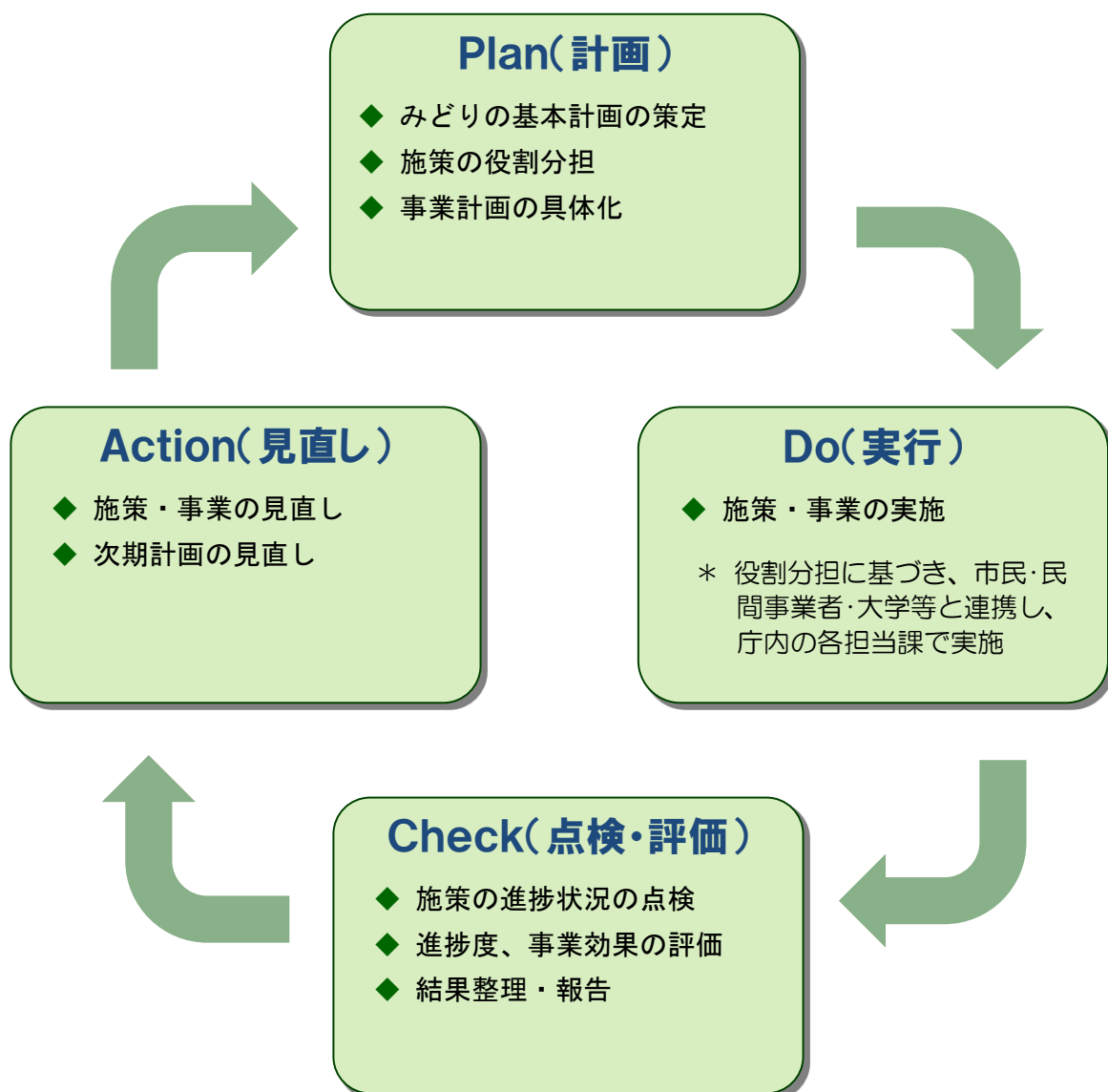


図 PDCAサイクルによる進行管理